

清川村移住体験住宅体験者募集要項

村外からの移住を希望する家族が、一定期間、移住体験住宅に居住し、村での生活を体験できる機会を提供することで、本村への移住を促進し、地域の活性化を図ることを目的に、次のとおり移住体験住宅の体験者を募集する。

1. 体験住宅の概要

(1) 舟沢体験住宅

- | | |
|-------|---|
| ①名称 | 舟沢体験住宅 |
| ②住所 | 清川村煤ヶ谷字舟沢49番地の22 |
| ③敷地面積 | 245.42㎡（うち家庭菜園スペース78.94㎡） |
| ④建築年月 | 平成28年10月 |
| ⑤構造 | 軽量鉄骨造2階建 2LDK |
| ⑥延床面積 | 88.62㎡ |
| ⑦体験料 | 50,000円/月（光熱水費は、自己負担とする。）
※体験期間は、1ヶ月単位とする。なお、体験期間が1ヶ月未満であっても、1ヶ月とみなすものとする。
※体験料は、毎月末までにその翌月分を納付するものとする。また、初月体験料は、体験開始日の前日までに納付するものとする。ただし、4月分の体験料は、村が指定する日までに納付するものとする。
※電気、ガス等に係る設備の利用にあたっては、村の指示に従うこと。 |
| ⑧体験期間 | 3ヶ月以上1年以内 |

2. 応募の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 清川村に移住を検討する者で、体験期間中、村に住民票の異動ができること。
- (2) 同居の配偶者（婚姻予約者を含む。）があること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団の構成員でないこと。
- (4) 体験料の支払能力を有すること。

3. 体験者の選定

移住体験住宅の目的に照らして書類審査を行ったうえで、選定するものとする。

4. 申込受付期間

令和6年12月11日（水）から 体験者の決定をするまで随時受付とする。

5. 体験許可の流れ

(1) 体験申請

次の書類を提出すること。

①清川村移住体験申請書（清川村移住体験住宅実施要綱様式第1号）

②利用者全員の現在住所地の住民票謄本（抄本）

③在留カードの写し（利用者に外国人が含まれる場合）

※随時受付の場合、申請書は、体験を希望する日の14日前までに提出するものとする。

なお、申請書等は返却しない。

（2）体験者の決定

書類審査により、支障がないと認めるときは、「清川村移住体験許可書」（清川村移住体験住宅実施要綱様式第2号）により通知する。

（3）体験開始日

体験者と協議の上、決定する。

6. 応募・問い合わせ先

清川村村づくり観光課

住 所：〒243-0195 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 番地

電 話：046-288-3864

メール：kankou@town.kiyokawa.kanagawa.jp